

中間検査対象建築物

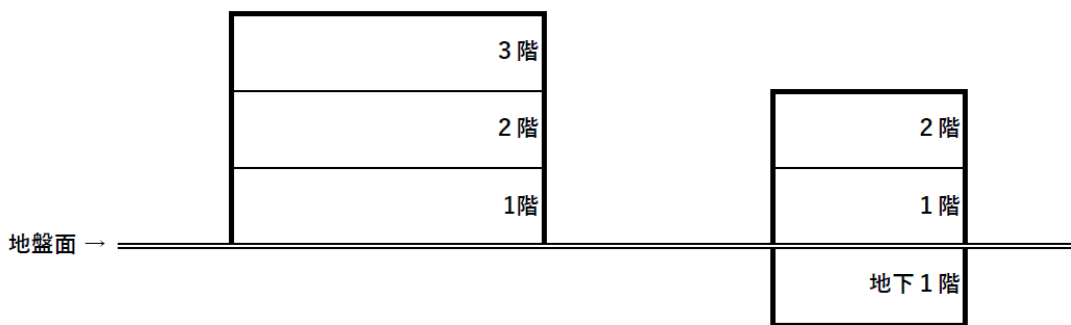
【特定工程及び特定工程後の工程(平成 19 年大阪市告示第 534 号制定、平成 22 年大阪市告示第 550 号一部改正)】

○中間検査対象建築物(1)

地階を除く階数が 3 以上で、かつ延べ面積 500 平方メートルを超える建築物および階数が 3 以上で延べ面積が 50 平方メートルを超え、「住宅等」の用途を有するもの

・地階を除く階数が3以上で
かつ延べ面積が500平方メートルを超える建築物

・階数が3以上で
延べ面積が50平方メートルを超え
「住宅等」の用途を有するもの



※住宅等とは
一戸建て住宅・兼用住宅・長屋・
共同住宅・寄宿舎の用途の建築物

○中間検査対象建築物(2)

中間検査対象建築物(1)以外の建築物で延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの

○中間検査対象建築物(3)

中間検査対象建築物(1)または(2)に掲げる建築物以外の建築物で下記に該当するもの。

- ・建築基準法第 43 条第 2 項 2 号の規定による許可を受けたもの
- ・建築基準法第 53 条第 4 項の規定による許可を受けたもの
- ・建築基準法第 86 条第 2 項の規定による認定を受けたもの

【建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する建築物の特定工程及び工程後の工程】

○中間検査対象建築物(4)

階数が 3 以上である共同住宅(延べ面積 50 平方メートル以下)